

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

男性の子育て目的休暇の取得

- 平成32年度までに、男性の子育て目的の休暇取得率を100%とします。

	平成28年度	平成29年度
男性の子育て目的休暇取得率	66.3%	96.9%

- 【主な取組】◇ 県警のイントラネットに、子育て目的の休暇等に関する資料を常時掲載し、制度の周知に努めました。
- ◇ 配偶者の出産に関する情報を上司と共有し、職員が希望する時期に休暇を取得できるようにしました。

育児休業の取得

- 女性職員の育児休業取得率100%を維持します。
- 平成32年度までに、男性職員の育児休業取得率を5%以上とします。

	平成28年度	平成29年度
女性	100.0%	100.0%
男性	0.0%	1.0%

- 【主な取組】◇ 男性の育児参加をテーマとした研修会を初開催しました。

年次休暇の取得

- 平成32年までに、職員一人当たりの取得日数を10日以上とします。

	平成28年	平成29年
1人当たりの平均取得日数	7.0日	11.1日

- 【主な取組】◇ 夏季(6月~9月)における休暇の連続取得を推奨しました。
- ◇ 警察本部の執務納め式を前倒しで開催するなどして、年末年始の休日の前後における連続休暇の取得を推奨しました。

女性警察官比率

- 平成32年4月1日までに、女性警察官比率を10%とします。

	平成29年4月1日	平成30年4月1日
女性警察官比率	8.5%	8.9%

- 【主な取組】◇ 2警察署に女性専用のトイレを整備しました。
- ◇ 女性警察官を対象にキャリア形成を目的とした研修会を開催し、女性警察官の意見を組織運営に反映させるための意見交換会を実施しました。